

福井市監査告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

福井市監査委員	浅野	信也
福井市監査委員	堀田	宏憲
福井市監査委員	青木	幹雄
福井市監査委員	玉村	正人

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

財政部

財政課、施設活用推進課及び契約課

議会事務局

庶務課及び議事調査課

監査事務局

農業委員会事務局

(2) 監査範囲

ア 財政部

令和3年度から5年度（12月末分まで）までの財務事務及び事務事業等の執行状況

イ 議会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局

令和4年度及び5年度（12月末分まで）の財務事務及び事務

## 事業等の執行状況

### 3 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。
- (2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

### 4 監査の実施内容

#### (1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

#### (2) 監査の実施期間

令和6年1月24日から同年3月19日まで

### 5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

#### （意見）

堅達町にある旧藤岡団地の土地について、処分できる可能性があるが、長期間、市有財産として保有されたままとなっている。活用されていない市有財産は管理費がかかる一方、固定資産税も入らないこととなり、処分が見込めるのであれば、処分経費を要したとしても、長期的な財政運営の観点から処分を検討することが好ましい

。

また、当該土地のほか、各所属において遊休資産があれば処分を検討されたい。

【財政部施設活用推進課】